

## 療養担当規則及び施設基準、保険外併用療養費等の揭示項目

### 入院時食事療養及び入院時生活療養費について

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しております。（朝食 8：00 昼食 12：00 夕食 18：00以降）

入院時食事療養費の標準負担額について（1食につき）

（一般病棟・認知症治療病棟にご入院の方）

区分			標準負担額
一般(住民税課税世帯)			1食 490円
住民税非課税世帯 (低所得者Ⅱ)	過去12ヶ月の入院日数	90日以内	1食 230円
		91日以上	1食 180円
住民税非課税世帯(低所得者Ⅰ) ※70歳以上の方			1食 110円

入院時生活療養費・生活療養標準負担額

（地域包括ケア病棟・療養病棟にご入院の方）

区分				標準負担額			
65歳未満	一般(住民税課税世帯)			1食 490円			
	住民税非課税世帯 (低所得者Ⅱ)	過去12ヶ月の 入院日数	90日以下	1食 230円			
			91日以上	1食 180円			
65歳以上	一般 (住民税課税世帯)		医療の必要性の低い方 (医療区分Ⅰ)		1食 490円		
			医療の必要性の高い方 (医療区分Ⅱ・Ⅲ)		1食 360円		
	低所得者 (住民税 非課税世帯)		低所得Ⅱ	医療の必要性の 低い方 (医療区分Ⅰ)		過去12ヶ月の入院 日数が90日以下	1食 230円
				医療の必要性の 高い方 (医療区分Ⅱ・Ⅲ)		過去12ヶ月の入院 日数が90日以下	1食 180円
	低所得Ⅰ (70歳 以上のみ)		低所得Ⅱ	医療の必要性の 低い方 (医療区分Ⅰ)		過去12ヶ月の入院 日数が91日以上	1食 370円
				医療の必要性の高い方 (医療区分Ⅱ・Ⅲ)		過去12ヶ月の入院 日数が91日以上	1食 230円
	低所得Ⅰ (70歳 以上のみ)		低所得Ⅱ	医療の必要性の 低い方 (医療区分Ⅰ)		過去12ヶ月の入院 日数が90日以下	1食 0円
				医療の必要性の高い方 (医療区分Ⅱ・Ⅲ)		過去12ヶ月の入院 日数が90日以下	1食 180円
	低所得Ⅰ (70歳 以上のみ)		低所得Ⅱ	医療の必要性の 低い方 (医療区分Ⅰ)		過去12ヶ月の入院 日数が91日以上	1食 180円
				医療の必要性の高い方 (医療区分Ⅱ・Ⅲ)		過去12ヶ月の入院 日数が91日以上	1食 0円
	低所得Ⅰ (70歳 以上のみ)		低所得Ⅱ	医療の必要性の 低い方 (医療区分Ⅰ)		過去12ヶ月の入院 日数が90日以下	1食 140円
医療の必要性の高い方 (医療区分Ⅱ・Ⅲ)				過去12ヶ月の入院 日数が90日以下	1食 370円		
低所得Ⅰ (70歳 以上のみ)		低所得Ⅱ	医療の必要性の 低い方 (医療区分Ⅰ)		老齢年金受給者	1食 110円	
			医療の必要性の高い方 (医療区分Ⅱ・Ⅲ)		老齢年金受給者	1食 0円	
低所得Ⅰ (70歳 以上のみ)		低所得Ⅱ	医療の必要性の 低い方 (医療区分Ⅰ)		老齢年金受給者	1食 110円	
			医療の必要性の高い方 (医療区分Ⅱ・Ⅲ)		老齢年金受給者	1食 370円	

## 入院料について（看護要員の配置等）

当院は各病棟において、以下のとおり入院料の算定と看護職員等を配置しております。

病棟	時間帯	8：45～17：15	17：15～8：45
A病棟（本館3階） 《一般病棟入院基本料4》 1日に14人以上の看護職と6人以上の介護職が看護と介護を行っています。		看護職員 1人あたり6名以内 介護職員 1人あたり19名以内	看護職員 1人あたり13名以内 介護職員 1人あたり37名以内
B病棟（本館4階） 《地域包括ケア病棟入院料2》 1日に9人以上の看護職と7人以上の介護職が看護と介護を行っています。		看護職員 1人あたり7名以内 介護職員 1人あたり10名以内	看護職員 1人あたり19名以内 介護職員 1人あたり38名以内
C病棟（本館5階） 《療養病棟入院基本料1》 1日に8人以上の看護職と7人以上の介護職が看護と介護を行っています。		看護職員 1人あたり10名以内 介護職員 1人あたり10名以内	看護職員 1人あたり19名以内 介護職員 1人あたり37名以内
D病棟（旧館2・3階） 《認知症治療病棟入院料1》 1日に9人以上の看護職と7人以上の介護職が看護と介護を行っています。		看護職員 1人あたり11名以内 介護職員 1人あたり13名以内	看護職員 1人あたり26名以内 介護職員 1人あたり26名以内

### 【医療DX推進体制整備加算】

医療DX推進体制整備について下記の通り対応を行っております。

- (1) オンライン請求を行っています。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- (3) 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。
- (4) 電子処方箋を発行する体制を整備する予定としています。
- (5) 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を今後導入予定としています。
- (6) マイナンバーカードの保険証利用の使用において、ポスター掲示・声掛け等を行っています。

### 【医療情報取得加算について】

マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認による電子資格確認を行う体制を有しています。質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、同情報を活用して診療を行います。

### 【後発医薬品使用体制加算について】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取組を実施しています。医薬品の供給不足等が発生した場合に、処方等の変更等に関して、適切な対応が出来る体制を整備しております。医薬品の供給状況によっては、患者さんにお渡しするお薬が変更となる可能性がございます。変更にあたっては医師・薬剤師より説明致しますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

### 【一般名処方について】

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤医薬品の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって患者さんの負担軽減される場合があるほか、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら医師または薬剤師までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分の名称」を処方せんに記載することです。これにより、有効成分、効能効果が同じお薬が複数ある場合には、保険薬局の薬剤師と相談して、選択することができます。

#### 【診療明細書発行体制加算について】

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるようになっております。

明細書の発行を希望されない方は会計窓口にご旨お申し出下さい。

#### 【情報通信機器を用いた診療について】

当院では情報通信機器を用いた診療の初心において向精神薬の処方を行っておりません。

#### 【機能強化加算について】

当院では「かかりつけ医」機能を有する病院として以下の取組を行っております。

- ・他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- ・健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ・介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。
- ・夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。

なお、かかりつけ医機能を有する医療機関は、厚生労働省のホームページにある

[「医療情報ネット \(ナビィ\)」](#) から検索できます。

#### 【特別療養環境の提供について】

室料差額一覧表

病棟名	病棟機能	部屋	病床	料金
A 病棟	急性期一般病棟	個室	2床	16,500円
		3人室	3床	3,300円
		4人室	20床	3,300円
B 病棟	地域包括ケア病棟	個室	1床	13,200円
		2人室	6床	3,300円
		4人室	12床	3,300円
C 病棟	療養病棟	個室	2床	13,200円
		2人室	4床	3,300円
		4人室	16床	3,300円
D 病棟	認知症治療病棟	個室	3床	4,400円
		2人室	2床	2,750円
		3人室	21床	2,750円

※ 3,300円の部屋については入院から91日以降は4,400円に180日以降は5,500円に変更となります。